不利益処分の処分基準

処分	テ の	内 容	建築の中止命令
所 管	部課	係名	まちづくり未来部都市計画課開発指導係
根拠	去 令 及	び条項	新座市ラブホテルの建築規制に関する条例第6条第2
			項
			2 市長は、前項の是正の命令に従わない建築主に対し、建
	1		築の中止を命ずることができる。
処			新座市ラブホテルの建築規制に関する条例第3条
			市内の次に掲げる区域(以下「規制区域」という。)においしては、ラブホテルは、建築してはならない。
			(1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項
			第1号に規定する商業地域以外の同法第5条に規定する都
			市計画区域
			(2) 次に掲げる施設の敷地(これらの用に供するものと決定
			した土地を含む。)の周囲100メートル以内の区域
			ア学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定
			する学校 イ 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項
			イ 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項 に規定する図書館
分	関係	条項	ウ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規
			定する児童福祉施設
			エ 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5に規
			定する病院及び診療所(患者の収容施設を有するものに
			限る。)
			オー社会教育法(昭和24年法律第207号)第5章に規
			定する公民館 カ 旅館業法施行条例(昭和33年埼玉県条例第14号)
			第1条の2第4号の規定により埼玉県知事が指定した青
			少年施設、スポーツ施設、公園施設等
			キ 都市公園法 (昭和31年法律第79号) 第2条第1項
基			に規定する都市公園
	基	進	十凯宁四中
	<u> </u>	7	未設定理由 新座市ラブホテルの建築規制に関する条例の規定に
	(未設	定の場	具体的建築の中止命令が明示されており、それ以上の基
	合はその理由)		準を設定する必要がないため。
		<u> </u>	
	参考	事項	
	<i>y</i> 'J	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
準	設定等	年 月 日	平成11年7月1日設定(平成 年 月 日最終変更)
'=			